

	号外	定価 1部 2円	No.2524 2019年 9月11日	会計年度任用職員 制度は具体的な方向 性見えず。交渉継 続で納得できる制 度と任用確保を求 めよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

## 9.10会計年度任用職員課題。人事課長交渉

# 採用規模・労働条件詳細示さず

**選考方法** 各所属での面接・書類選考示す (筆記試験はしない)

**説明時期** 採用担当者向け9月24日から/臨時・非常勤にも説明通知示す

**移行時における臨時・非常勤時の年次休暇は繰り越し可能の方向**

9月10日、県職労は2020年4月から導入される「会計年度任用職員」制度の詳細に関し、佐藤人事課長と今年度2度目の交渉を行った。交渉概要は次のとおり。



当局姿勢を正す県職労交渉団

### 【交渉概要】

佐藤人事課長は専門職(非常勤職員)の賃金設定に関し、「原則1級25号(182,300円)が上限も、それを超える場合には、期末手当を含めた年収ベースでの均衡を考慮。人材確保が困難と見込まれる職種は、各部局からの協議を受け、必要に応じ上限額の引き上げを含めた対応を検討」「個々の賃金額は

11月上旬に示す」とした。交渉団から期末手当を含めた年収ベースで賃金水準を決定する手法では、期末手当支給の意味が失われること、専門職の人材確保が困難であると訴え、再考を求めたところ、人事課長は「人材確保のための賃金水準確保に努める」と応じたことから、詳細検討後に再交渉とした。

年次休暇に関し、「任用中の臨時非常勤は、年次繰り越し可能な方向」との姿勢を示した。

任用規模に関し、「事務補助の会計年度任用職員は必要に応じ増員。配置先・任用数は検討中。11月募集前に示す」、「非常勤職員からの移行及び各事業費措置の会計年度任用職員は部局協議を通じて確認し、配置」と具体的な時期を示さなかった。交渉団から臨時職員のパートタイム移行に伴う人員配置の改善等について強く求めた。

事務補助は11月以降、非常勤職員からの移行・事業費措置は予算調製後速やかに募集としたうえで、選考方法は各所属での面接等の形で検討とした。また、職員担当者向け説明会は9月24日から開始(県内9か所)すること、それに先立って臨時・非常勤向けの説明通知を行うとした。



回答する佐藤人事課長

当局回答は、依然採用規模・労働条件の詳細が示されず、極めて不十分。県職労は各職場実態に応じた配置と臨時・非常勤職員の処遇改善に全力を挙げる(詳細は裏面)。

## 1 専門職種の賃金水準

(県 職 労) 8月26日総務部長通知の基準では、非常勤職員から移行する会計年度任用職員の月例報酬額に関し、期末手当を含めた年収ベースでの均衡を考慮するとしたが、月例給では下落も。再考を。  
(人事課長) 原則行政職1級25号(182,300円)が上限も、それを超える報酬が必要な場合に、期末手当を含めた年収ベースとの均衡で報酬額を決定するとした。人材確保が困難となることが見込まれる職種の場合には、各部局から確認し、必要に応じて上限額の引き上げを含めた対応を検討。個々の水準は、9月中旬までの各部局からの協議を受け検討し、11月上旬に結果を示す。  
(県 職 労) 月例報酬決定に当たり、期末手当を含めた年収ベースとの均衡を考慮すること自体が問題(期末手当支給の趣旨を損ねる)。専門職の賃金面での改善は再考すべき、人材確保できない懸念も。  
(人事課長) 趣旨を踏まえ、各部局からの実態を踏まえ、人材確保できるよう賃金水準確保に努める。

## 2 年次休暇の扱い

(県 職 労) 制度移行時の年次休暇付与が年10日は臨時職員にとって処遇引き下げだ。改善策は。  
(人事課長) 運用面を巡り、年次休暇の付与日数はどのような対応ができるか検討。なお、現在任用中の臨時・非常勤職員が移行する場合は、労基法の継続勤務に該当するため、年次休暇を繰り越す必要がある(移行時の年次は繰り越し可能の方向と解釈)。

## 3 会計年度任用職員の配置の考え方

(県 職 労) 先の交渉で臨時・非常勤ともに原則としてパートタイム(週30時間)とする方向が示された。フルタイム勤務であった臨時職員がパートタイムに移行した場合、業務対応できない時間が生じるため、職場への影響は深刻。職場への影響が生じないような具体的な配置の考え方を示すべき。  
(人事課長) パートタイムを基本(育休代替等や業務内容を踏まえ、一部フルタイム任用もあり)。  
・事務補助を行うために配置する会計年度任用職員(管理運営費で措置)は、業務見直しをしながら、必要に応じて増員をはかるなどして必要数を確保。配置先や任用数は、各部局からの報告を踏まえ検討しており、11月からの募集開始前に示す(人事課主導)。  
・非常勤職員から移行する会計年度任用職員：各部局からの任用協議を経て、配置(人事課主導)。  
・事業費で措置する会計年度任用職員：予算編成過程を経て決定(財政課主導)。  
(県 職 労) 11月に示すのは遅い。またパートタイムとする場合の勤務時間(〇〇時～〇〇時)の委細も示されていない。これでは職場での配置の見通しが立たない。また、フルタイムが必要と現場で訴えているにも関わらずパートタイムを強要することは許されない。検討状況を踏まえ再交渉を求める。

## 4 募集時期・募集方法

(県 職 労) 募集時期は。採用方法は面接等の選考採用を求めているが、検討結果は。  
(人事課長) 事務補助の会計年度任用職員は11月以降に募集(募集主体は要整理)。非常勤職員から移行する職・事業費措置の会計年度任用職員は、予算調製過程を経て速やかに募集(募集主体は所属)。選考方法は、組合の意見を踏まえ、面接や書類選考等の形で検討(⇒筆記試験は行わないことが確定)。

## 5 職場・当事者への説明

(県 職 労) 前回交渉以降も職場に制度が周知されていない。説明を秋に行うとしたがいつか。  
(人事課長) 各所属担当者向け説明会は9月24日～10月1日の9会場で行う。これに先立って、現在任用中の臨時・非常勤向けの制度に係る説明通知を出す(任期、任用方法、給与、勤務時間等を説明)。